

原稿を作成する際の著作権・商標権の留意点

1. 第三者の著作物の内容を転載する際は、同著作物の著作者の許諾が必要です。
2. 上記著作物には各種データベースも含まれます。
各種データベースの検索結果の内容(記事)を転載する際は、同データベースの管理者の許諾が必要です。(新聞社のデータベース等)
3. ただし、転載であっても以下の7条件をすべて満足する場合は「引用」と称し、著作権法の例外として著作者の許諾なく転載をすることができます。
 - ① すでに公表されている著作物であること
 - ② 引用の目的が正当な範囲内であること (研究・報道・批評等)
 - ③ 引用する必然性があること
 - ④ 引用であることを明確にわからせること (カギカッコ等を使用)
 - ⑤ 主従関係が明確であること
(引用の量が多い場合は、この主従関係が満たされていないとみなされる)
(図や写真等は可能な限り小さくする)
 - ⑥ 直接引用は、改変しないこと (要約は不可)
間接引用の場合は、無理のないかたちでの要約は可能です。
 - ⑦ 出所を明示すること (引用したすぐそばに出所を記載)
4. 文中に商標を記載する場合について
 - ・可能な限り第三者の商標を記載せず、「普通名称」を書いてください。
 - ・やむを得ず第三者の商標を記載する場合は、その商標の権利者を明記してください。
(理由：読み手に商標であることをわからせ、商標権の希釈化を未然に防止する。)
 記載例
 - ・「味の素」(味の素株式会社の登録商標)
 - ・「○○○」(登録商標)・・・権利者がわからない場合

[ご参考]

引用とは、広義には、自己のオリジナル作品のなかで他人の著作を副次的に紹介する行為、先人の芸術作品やその要素を副次的に自己の作品に取り入れること。

引用は権利者に無断で行われるもので、日本国著作権法第32条で認められた合法的な行為であり、権利者は引用を拒否することはできない。権利者が拒否できるのは、著作権法の引用の要件を満たさない違法な無断転載等に限られる。

引用に伴う著作権に関係した紛争は、すべて執筆者の責任となる。(神戸女学院大学論集規程・第14条第2項)